

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
「特別養護老人ホーム にらがわの郷」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定第0971600226号)

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。) サービスを提供します。

事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 身体拘束について	8
6. 守秘義務について	8
7. 緊急時の対応	8
8. 非常災害対策について	9
9. 業務継続計画の策定等について	9
10. 衛生管理等について	9
11. 虐待の防止について	9
12. 苦情の受付について	10

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あんず |
| (2) 法人所在地 | 栃木県下野市仁良川1651-1 |
| (3) 電話番号 | 0285-47-1171 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 海老原 聡 |
| (5) 設立年月 | 2007年9月25日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所
2008年9月1日指定 栃木県0971600226号

(2) 事業所の所在地 栃木県下野市仁良川1651-1

(3) 電話番号 0285-47-1171

※当事業所は特別養護老人ホームにらがわの郷に併設されています。

(4) 管理者氏名 鈴木 裕之

(5) 当事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減いたします。

(6) 開設年月 2008年9月1日

(7) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

受付時間 8:30~17:30

(8) 利用定員 10人

(9) 通常の事業実施地域 下野市

(10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入所される居室は全室個室ですが、10人の方々を1グループとしてグループごとに生活支援を行います。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	10室	1ユニット10室
共同生活室	1室	1ユニット1室
食堂	1室	1ユニット1室
医務室	1室	
浴室	1室	1ユニット1室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護等事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1.施設長	1名	1名
2.介護職員	17名以上	17名以上※常勤換算
3.生活相談員	1名以上	1名
4.看護職員	3名以上	3名以上※常勤換算
5.機能訓練指導員	1名	1名
6.介護支援専門員	1名	1名
7.医師	1名	1名
8.栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
1.医師	毎週 火曜日 13:00~15:00	
2.介護職員	【早番】 6:00~15:00 6:30~15:30 6:45~15:45 7:00~16:00 7:30~16:30 8:00~17:00 ----- 【日勤】 8:30~17:30 9:00~18:00 9:30~18:30 10:00~19:00 10:30~19:30 11:00~20:00	【遅番】 11:30~20:30 12:00~21:00 12:15~21:15 12:30~21:30 13:00~22:00 13:30~22:30 ----- 【夜勤】 21:00~7:00（休憩 2.0h） 21:30~7:00（休憩 1.5h） 22:00~7:00（休憩 1.0h） 22:00~7:30（休憩 1.5h） 22:00~8:00（休憩 2.0h）
3.看護職員	【日勤】 8:00~17:00 8:30~17:30 9:30~18:30 10:00~19:00	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

介護保険のサービスを受けたときは、原則として保険対象サービス費用の9割又は8割・7割が保険で給付され、残り1割又は2割3割が利用者の負担となります。

(サービスの概要)

①入浴

入浴又は清拭を週2回以上行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます（料金表参照）。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(サービス利用料金)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1) 基本料金（地域上乗せ割合：7級地 1単位あたり10.17円）

介護度	利用料金（1割）	利用料金（2割）	利用料金（3割）	備考
要支援1	529円	1,058円	1,587円	1日当り
要支援2	656円	1,312円	1,968円	1日当り
要介護1	704円	1,408円	2,112円	1日当り
要介護2	772円	1,544円	2,316円	1日当り
要介護3	847円	1,694円	2,541円	1日当り
要介護4	918円	1,836円	2,754円	1日当り
要介護5	987円	1,974円	2,961円	1日当り

※小数点以下の端数処理等が発生いたしますので料金に多少の誤差が発生いたします。

※地域上乘せ割合は含まれておりません。

※詳しくは料金表を参照下さい。

2) 加算料金 (地域上乘せ割合：7級地 1単位あたり 10.17円)

加算内容		利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	該当時	22円	44円	66円	1日当り
サービス提供体制強化加算 (II)	1つのみ	18円	36円	54円	1日当り
サービス提供体制強化加算 (III)	算定	6円	12円	18円	1日当り
夜勤職員配置加算 (II) (介護予防を除く)		18円	36円	54円	1日当り
送迎加算 (片道)		184円	368円	552円	1日当り
介護職員等処遇改善加算	基本料金・基本加算料金・その他の加算料金の13.6%を毎月加算				
1ヶ月のサービス単位の合計単位 (基本料金・基本加算料金・その他の加算料金) にそれぞれの割合を毎月加算したものです。(小数点以下四捨五入)					
療養食加算 (該当者のみ)		8円	16円	24円	1回につき
若年性認知症利用者受入加算 (該当者のみ)		120円	240円	360円	1日当り
緊急短期入所受入加算 (該当者のみ)		90円	180円	270円	利用日から起算して7日、やむを得ない場合は14日を限度
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (該当者のみ)		200円	400円	600円	利用開始日から起算して7日を上限

※小数点以下の端数処理等が発生いたしますので料金に多少の誤差が発生いたします。

※地域上乘せ割合は含まれておりません。

※詳しくは料金表を参照下さい。

- ☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載してある負担限度額とします。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間は次のとおりです。
朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
- ・食費は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により、負担額は異なります（料金表参照）。なお、利用者お一人おひとりの健康・栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります。

②理髪・美容

理容師・美容師の出張日に理容・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥滞在費

当施設は、すべての居室が「ユニット型個室」でご負担していただく居住費の内訳は居室料及び水道光熱費です。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額は異なります。

⑦送迎実費

通常の事業実施地域を越えた区間につき、片道 1km あたり 40 円を徴収させていただきます。

⑧テレビの貸出

テレビの貸出を 1 日 100 円で行っております。

ご利用の場合は、スタッフまでお願い致します。

また、テレビの台数に限りがあり、貸出できない場合もございますので、

その際はご了承下さい。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア、窓口で現金支払い

イ、下記指定口座への振込み

栃木銀行 小金井支店 普通預金 4 8 3 5 3 6 1

社会福祉法人あんず 理事長 海老原 聡

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の 1 割（自己負担分相当額）をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

6. 守秘義務について

事業者、サービス従事者、職員は業務上知り得た利用者またはその家族等に関する事項を、正当な理由なく他のサービス従事者や職員に漏洩いたしません。

- (1) 職員は採用時の雇用契約書において、守秘義務を遵守する旨締結します。
- (2) 守秘義務は、本契約の終了後または事業者の破産後においても、もしくは施設の職員が退職した後も存続します。

7. 緊急時の対応

火災・事故・容態急変時等の対応については以下のとおりです。

- (1) 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うと共に、適切な措置を請じます。
- (2) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底いたします。

8. 非常災害対策について

施設の消防計画書に基づき訓練計画を立て、火災・地震等の非常災害に備えるため定期的に非難・誘導・救出その他の訓練を行います。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で

早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

11. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

12. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員
連絡先 0285-47-1171（当施設）

○受付時間 毎日 8：30～17：30

○第三者委員 黒川 一巳（民生委員） 連絡先 0285-48-0914
杉山 政江（民生委員） 連絡先 0285-48-0956

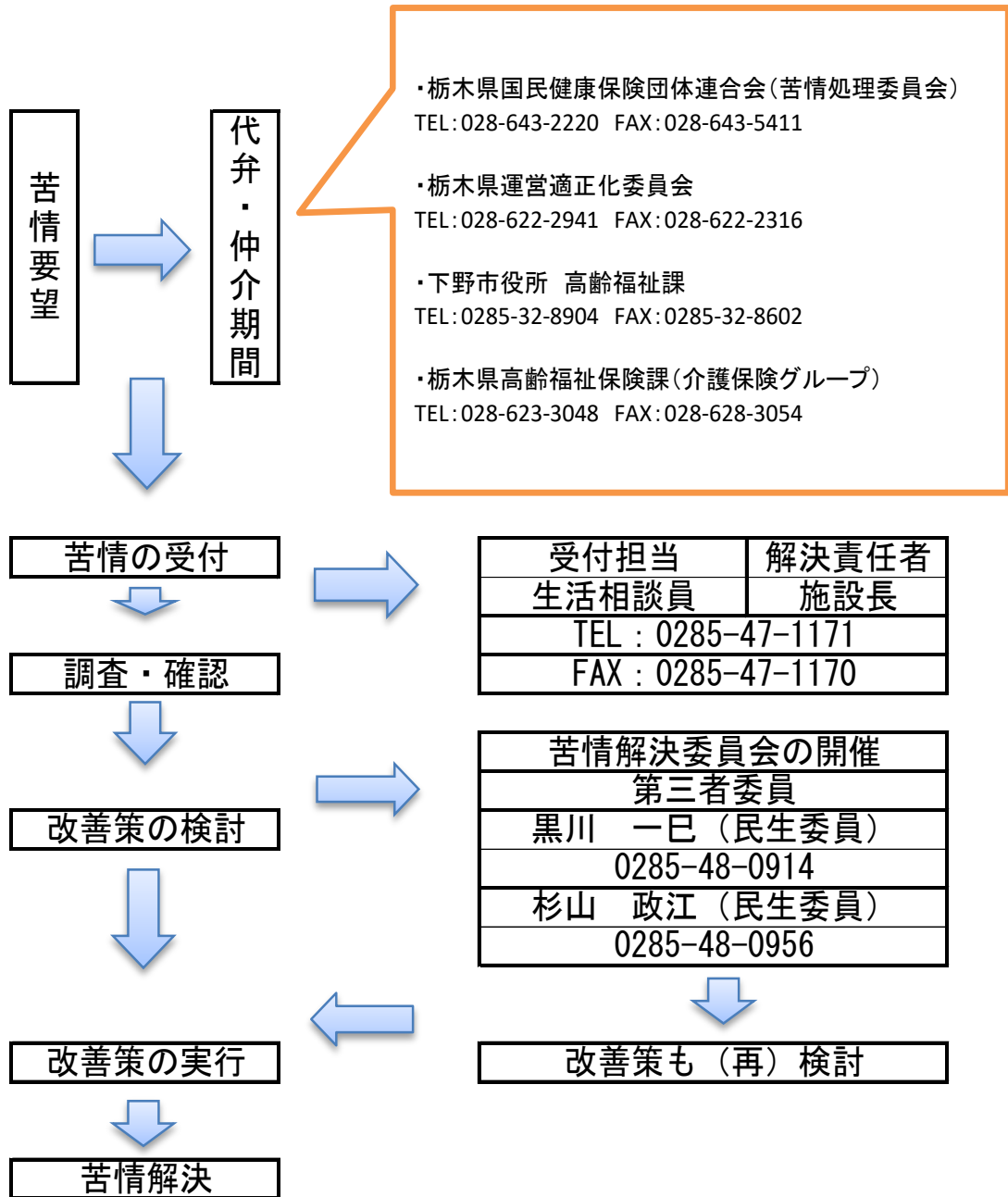
(2) 行政機関その他苦情受付機関

下野市高齢福祉課	所在地 電話番号 受付時間	栃木県下野市笹原 26 番地 0 2 8 5 - 3 2 - 8 9 0 4 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 6 階 0 2 8 - 6 4 3 - 2 2 2 0 8 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
栃木県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	宇都宮市若草 1 - 1 0 - 6 とちぎ福祉プラザ内 0 2 8 - 6 2 2 - 2 9 4 1 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

13. 第三者評価の実施状況

無し

苦情フローチャート



◎サービス内容に関する苦情

当施設では苦情の受付を、生活相談員が承りますので、お気軽にご相談下さい。
 また玄関前に苦情受付箱を設置しておりますので、あわせてご利用をお願い致します。
 なお、当施設は以下の体制で苦情・要望に対する第三者委員を設置しております。

苦情解決責任者	施設長
苦情受付担当者	生活相談員
第三者委員	民生委員(2名)

年 月 日

指定短期入所生活介護等サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム にらがわの郷

説明者職名 職種 生活相談員 氏名 村松 義則 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

ご家族住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

- 2018 年 8 月 1 日 介護報酬改定のため変更とする。
- 2019 年 10 月 1 日 介護職員等特定処遇改善加算算定のため加算料金表追加
P7、4(2)⑧追加（テレビ貸出）により変更とする。
- 2021 年 4 月 1 日 介護報酬改定のため変更とする。
- 2022 年 10 月 1 日 介護職員等ベースアップ支援加算追加
- 2024 年 4 月 1 日 介護報酬改定のため変更とする。
- 2024 年 6 月 1 日 処遇改善加算変更
- 2025 年 12 月 1 日 苦情解決第三者委員改選
- 2026 年 8 月 1 日 ショートステイ再開のため

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階
(2) 建物の延床面積 2,857.36m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。

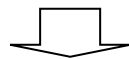
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

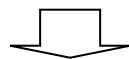
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

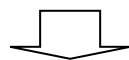
- ①当事業所の計画担当者に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



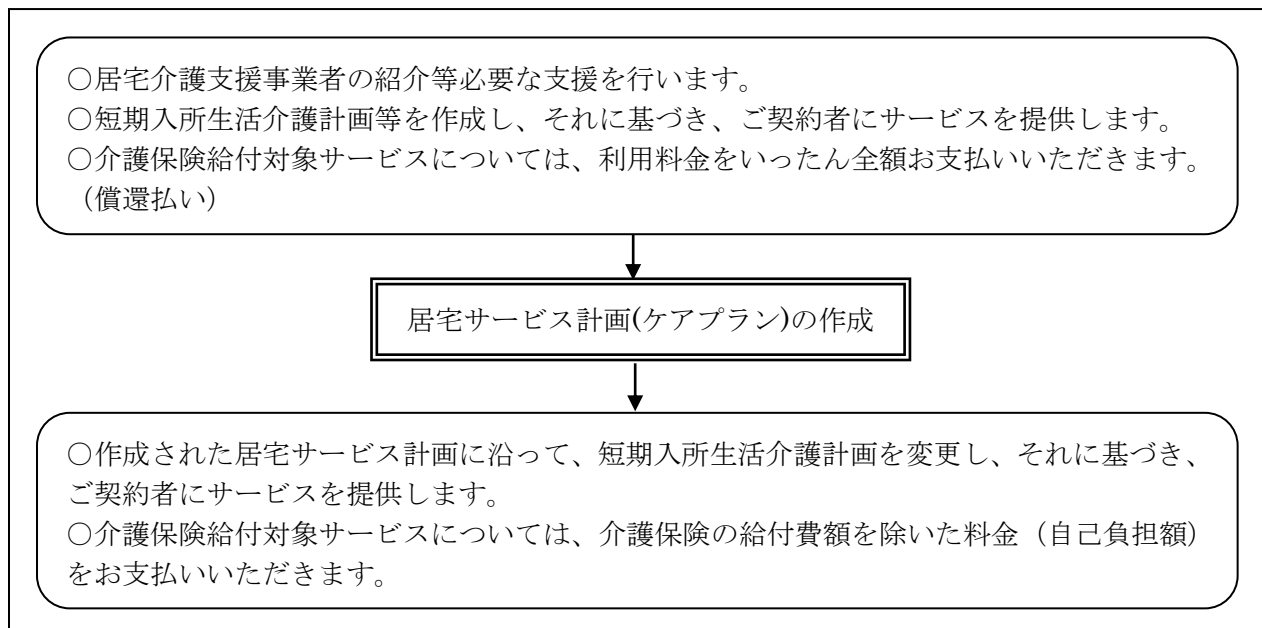
- ③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。



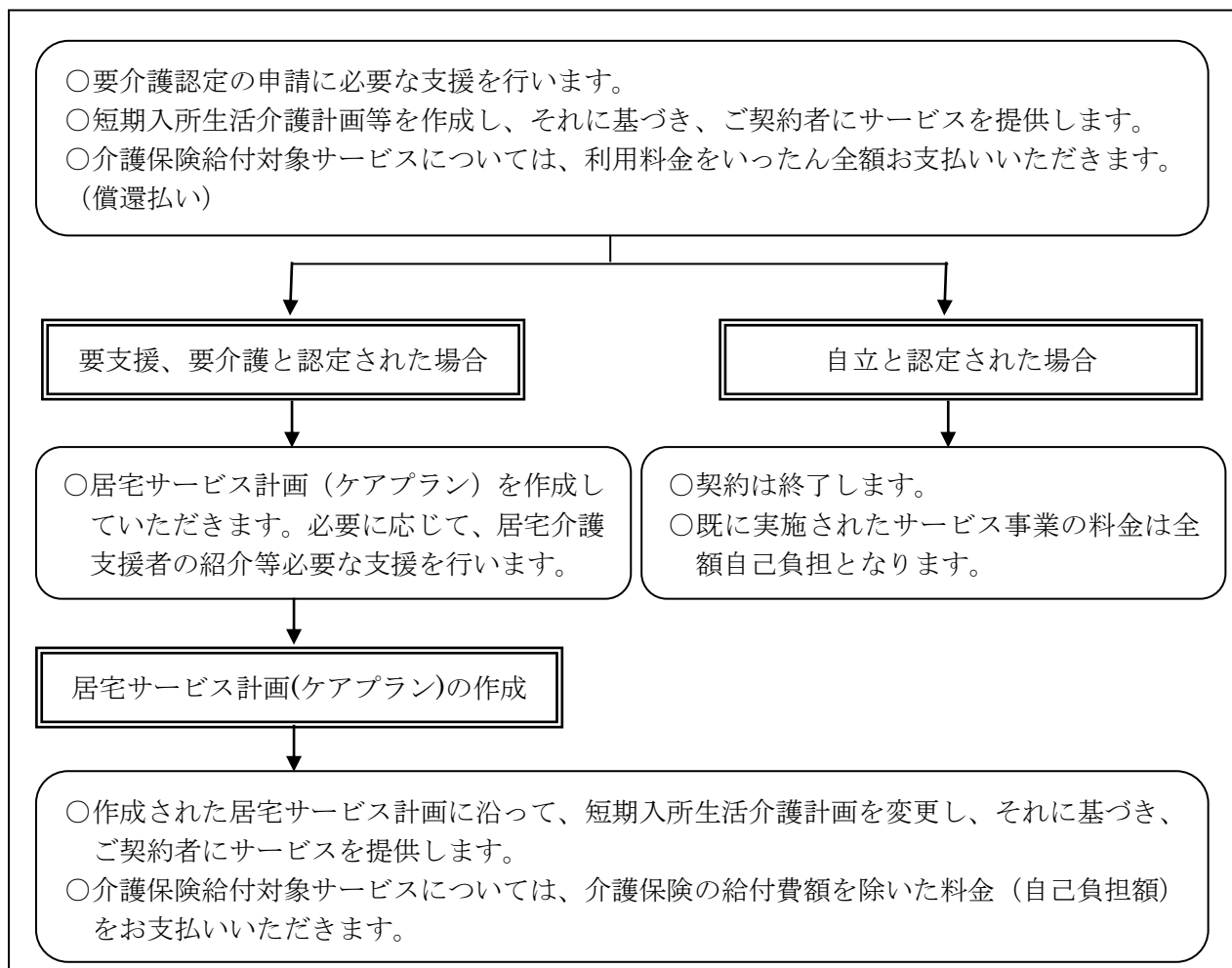
- ④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を請じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

一 協力病院 石橋総合病院(診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科)

所在 栃木県下野市石橋628番地 電話0285-53-1134

二 協力病院 グリーンタウンクリニック(診療科目 内科、循環器科、小児科、外科、整形外科)

所在 栃木県下野市祇園2-3-2 電話0285-44-8311

三 協力病院 海老原医院(診療科目 内科、外科、胃腸科、皮膚科、放射線科)

所在 栃木県下野市小金井五丁目26番地10 電話0285-44-0163

四 協力歯科医院 山中歯科医院

所在 栃木県下野市小金井2966番地 電話0285-44-0401

五 協力歯科医院 長井歯科医院

所在 栃木県小山市花垣町2-9-31 電話0285-22-1059

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護等サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者及び代理契約者が本契約に定める利用料金を2ヶ月以上遅延し、その支払いを督促した日から30日以内に全額支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、必要な援助を行うよう努めます。